

お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

限度額適用・標準負担額減額認定証について(区分Ⅰ・区分Ⅱ) ※下記の自己負担限度額表を参照

住民税が非課税世帯(区分Ⅰ・区分Ⅱ)の被保険者の人は、健康課または各支所での申請により、医療機関などの窓口負担や入院時の食費などの軽減を受けるための「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

また、区分Ⅱの人で、新たに91日以上入院がある場合は、食費の軽減を受けるために「被保険者証」、「印鑑」、現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「入院日数を確認できる領収書など」をお持ちのうえ、再度申請をする必要があります。

限度額適用認定証について(現役Ⅰ・現役Ⅱ) ※下記の自己負担限度額表を参照

住民税課税所得145～690万円未満(現役Ⅰ・現役Ⅱ)の被保険者および同一世帯に属する被保険者の人は、健康課または各支所での申請により、医療機関などの窓口負担の軽減を受けるための「限度額適用認定証」が交付されます。

自己負担限度額

| 負担割合 | 負担区分 ※4 | 自己負担限度額 ※1 | |
|------|--------------------------|---|-------------------------|
| | | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 3割 | 現役Ⅲ (課税所得 690万円以上) | 252,600円+(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算) <140,100円> ※2 | |
| | 現役Ⅱ (課税所得 380万円以上) | 167,400円+(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算) <93,000円> ※2 | |
| | 現役Ⅰ (課税所得 145万円以上) | 80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算) <44,400円> ※2 | |
| 1割 | 一般 | 18,000円 【144,000円】 ※3 | 57,600円 <44,400円> ※2 |
| | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | 区分Ⅰ | | 15,000円 |

※1 75歳の誕生日を迎えた月(1日生まれの人を除く)は自己負担限度額が表中の半額になります。

※2 <>内は過去12カ月以内に外来+入院(世帯単位)の高額療養費の支給を3回以上受けた場合、4回目以降に適用される限度額を指します。

※3 1年間の計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日(計算期間の末日)時点で負担割合が1割であった月の外来の自己負担額を合算し、144,000円を超えた場合に、その超えた額を後日払い戻します。

※4 負担区分は諸条件によります。詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証など本人確認ができるもの
- ・本人または世帯員が令和2年1月1日に市内に在住していなかった場合、その人の今年度の市・県民税所得課税証明書(または非課税証明書)

〇ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知について

令和2年8月と令和3年1月に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。この通知書は、現在処方されている新薬(先発医薬品)からジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の自己負担額の差額(薬代がどれくらい軽減されるか)をお知らせするものです。

※薬代の自己負担額が300円以上軽減できる人が対象です。



健康

がん検診・健康診査のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

次のいずれかに該当する人は健康診査などを受診できません

- ・2週間以内に発熱や風邪の症状(咳・喉の痛みなど)があった
- ・嗅覚(におい)や味覚(あじ)の低下を感じる
- ・倦怠感(強いだるさ)や呼吸困難(息苦しさ)がある
- ・2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある人と接触した
- ・2週間以内に、感染が拡大している地域や海外を訪問した(訪問した人との接触がある人を含む)

新型コロナウイルス
感染予防にご協力
ください



子宮頸がん、乳がん検診

下記の集団検診で受診できます。

集団検診を受ける場合は、7月上旬に届いた黄緑色の封筒を忘れずにお持ちください。

詳しくは、同封の「ご案内」をご覧ください。

| 場 所 | 検診日 | 受付時間 | | 託児実施日 (午後のみ) |
|-----------|----------|-----------------------|-------|-----------------|
| | | 子宮頸がん検診 | 乳がん検診 | |
| みとよ未来創造館 | 8月5日(水) | 予約時間は個別通知で お知らせします | | × |
| | 8月6日(木) | | | × |
| | 8月7日(金) | | | ○ |
| | 8月8日(土) | | | × |
| 財田町公民館 | 8月11日(火) | | | ○ |
| 山本町保健センター | 8月18日(火) | | | × |
| | 8月19日(水) | | | ○ |
| 三野町保健センター | 8月23日(日) | | | × |
| | 8月25日(火) | | | × |
| マリンウェーブ | 8月26日(水) | | | × |
| | 8月27日(木) | ○ | | |
| | 8月28日(金) | × | | |
| 市民交流センター | 8月30日(日) | × | | |
| | 8月31日(月) | × | | |
| | 9月1日(火) | ○ | | |

※子宮頸がん・乳がん検診は完全予約制です。

※検診会場での託児は事前申込制です。詳しくは送付している「ご案内」をご確認ください。

※子宮頸がん、乳がん検診は、三豊市・観音寺市の実施医療機関でも受診できます。

医療機関で受ける場合は、医療機関用の受診票が必要です。

申し込みがまだの人は、健康課までお問い合わせください。

健康診査

特定健康診査・健康診査は、三豊市・観音寺市の実施医療機関で10月31日(土)まで受診できます。受診の際には6月に届いた水色の封筒と健康保険証を必ず持参ください。受付時間は医療機関にお問い合わせください。

受診する皆さんへのお願い

- ①医療機関で健康診査などを受ける場合は、受診前に必ず予約をお願いします。
- ②健康診査当日にも発熱や風邪の症状がないことを確認してから受診してください。
- ③マスクの着用をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、掲載されている検診が急きょ、中止になる場合があります。ご了承ください。